

業務説明資料

本業務の業務説明は次のとおりです。

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度モビリティサービス推進コンソーシアムサービス創出支援業務

(2) 業務委託の場所

浜松市内

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限金額

3,850千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務の目的

- ・本地域でのコンソーシアムの取り組みや最新事例を発信することで、新しいモビリティに対する地域住民の受容性を高めることや、新たなコンソーシアム会員獲得のきっかけとする。
- ・コンソーシアムの会員間の情報共有・連携や他の分野との連携を促進することで、地域課題の解決や新たなビジネスに繋がるサービスの創出を支援する。

3 業務内容

「浜松版 MaaS 構想※」の重点分野である①ウエルネス・医療・福祉、②交通・物流、③産業・観光、④防災・安全をテーマとして、以下の2プログラムを実施する。

※浜松版 MaaS 構想

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/111253/maas.pdf>

(1) 市民体験プログラムの実施

ドローンやモビリティの自動化等に関連した取組を広く市民に周知するため、セミナーやサービスに使用するモビリティの展示・サービスを体験できるプログラムを考案し、1回以上実施する。

- ・年齢や性別を問わず、幅広い属性の市民が数多く参加できるよう工夫すること。
- ・委託者は考案した企画に沿って、出展候補会員を選定し、委託者と協議の上、出展会員を決定する。

(2) サービス創出促進プログラムの実施

会員に対し、浜松の地域課題や地域特性に対する知見を深める機会を提供し、新

たサービス創出を促進するため、下記のような一連のプログラムを開催する。

①インプットワークショップの開催

- ・ワークショップのテーマは浜松版 MaaS 構想重点分野のうち、浜松市の地域特性や市民ニーズに合致するものとし、委託者と協議の上決定する。
- ・選定したテーマの現状や先進事例についてのインプット（文献調査、既存公開情報等を主とする）と、アイデア出しを目的としたワークショップを開催する。
- ・ワークショップ参加者は既存会員に加え、コンソーシアム入会を検討している事業者も対象とする（5班×6名：30名程度の参加者を想定）。参加希望企業については、実施前に委託者へ報告し、支障がなければ参加を認める。
- ・インプットワークショップで出たサービス案を、コンソーシアム会員に公開・共有する。

②ブラッシュアップワークショップの開催

- ・インプットワークショップで発案されたサービスのブラッシュアップを目的としたワークショップを開催する。ブラッシュアップを進める過程で、関連する複数案の合流や、実現性の低い案の淘汰が生じることを想定する。

③プレゼン交流会の開催

- ・ブラッシュアップされたサービス案の実装可能性や市民需要とのマッチング度合い等を把握するため、コンソーシアム会員や市民を対象としたプレゼンテーションを実施する。
- ・レビュワーとして、プレゼンテーションを行うサービス案の想定受益者や利用者に近い属性の市民を公平性・透明性を保って募集すること（案ごとに5名程度を想定）。
- ・レビュワーからのサービスに対する意見を集約・整理しレポートとしてまとめ、コンソーシアム会員へフィードバックするものとする。
- ・サービス案の性質によっては、テーマに関連する有識者（大学研究者等）をレビュワーに含めることを妨げない。この場合、その選定基準・プロセスについて事前に委託者と協議の上決定すること。

【留意事項】

- ・レビュワーへのインセンティブを用意する場合、その費用は本業務に含むものとし、一般的な相場から逸脱しないこと。ギフト券やサービスの利用権等とし、受領証等の記録を必ず取得すること。
- ・ワークショップ参加企業の秘密情報保護、ワークショップで発案されたサービス案に係る知的財産権の取扱いについては、事前に定める利用ルールに基づくものとする。受託者は、初期段階で委託者と協議の上、参加者への周知方法を決定すること。

(3) 共通事項

- ・各プログラムの実施にあたり事業効果の最大化が図れるよう、内容に応じて会場

- 設営・受付・進行管理等の運営スタッフ配置、講師・専門家の招へい、映像・音響機材等の確保を行うこととし、その経費は本業務に含む。
- ・会場経費は委託者の負担とする。また、会場は委託者と協議の上決定する。
 - ・当業務に興味関心のありそうな事業者・団体等に対し、コンソーシアムの PR を行うこと。
 - ・各プログラムの内容については、浜松市公式 Web サイトでの公開を予定しているため、実施時に記録（撮影・録画・録音等）する。
 - ・各プログラムをオンラインで実施する場合は、事前に音響設備の確認や、本番環境でのテストを行うこと。なお、関連経費は本業務に含む。

4 成果品（納品物）

以下の報告書について、DVD 等で提出すること。

- (1) サービス創出促進プログラム報告書
 - ①具体的な実施内容や成果が分かるもの。具体的な実施内容のほかに、講師から提供された資料・スライドや成果、各プログラムの評価点や改善点を記載すること。
- (2) サービス創出促進プログラム記録写真・動画データ
 - ①動画：適切な解像度、照明、音声クオリティ
納品形式：mp4 や mpeg 等一般的なコーデック（編集不要）
 - ②写真：各プロジェクト 20 枚以上、JPG 形式
なお、肖像権等の許可取得は受託者の責任とする。

5 条件・仕様

- (1) 提出物の所有権等
本業務により作成し、委託者に提出した納品物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 受託業務の履行
受託者は、受託業務の履行にあたり、次の事項を厳守する。
 - ①受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
 - ②受託業務の実施担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を委託者に報告し、臨時担当者の氏名を委託者へ通知の上、受託業務を遂行すること。
 - ③受託者は、特段の記載がない部分については、この業務に係る一切の費用を負担すること。
 - ④本業務の履行に伴って問題が生じる場合は、その都度、委託者と受託者が協議して解決に当たること。